

入札参加者各位

建築都市総務課契約室長

平成30年7月豪雨災害に伴う主任技術者等の 途中交代及び雇用条件における特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を行いますのでお知らせします。

1. 主任技術者等の途中交代について

平成30年7月豪雨により、主任技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合、主任技術者等の途中交代を認めるものとする。

※ただし、その際は発注者（建築都市総務課契約室等）にその旨を申し出て、工事実施に支障がない場合に途中交代を認めるものであるもので、申し出を行わずに途中交代を出来るというものではありません。

2. 専任を要する主任技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて

専任を要する主任技術者等（請負金額3500万円以上の工事の主任技術者又は監理技術者）になるために必要な雇用条件を以下のとおり緩和するもの。

現 行：入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

緩和後：入札執行日の前日までに雇用関係があること。

※2の特例措置は平成30年7月豪雨を起因とする災害復旧工事等に限り、適用出来るものなので、十分にご注意ください。対象の有無が判断出来ない場合は、発注者（建築都市総務課契約室等）へ必ずご確認ください。

※適用日

上記1は平成30年9月3日

上記2は平成30年9月10日（以降に入札通知、公告を行うもの。）